

☆定員：30名（先着順）

☆参加費無料（事前申込必要）

特例子会社設立セミナー & 個別相談会

開催日時

令和7年**10月16日**(木)
セミナー 14:00～15:30
個別相談会 15:40～17:10

場所

愛知労働局伏見庁舎
4階セミナールーム
(名古屋市中区錦2-14-25マイビル)

<プログラム内容>

I 特例子会社設立セミナー（定員30名）

(1) 障害者雇用率制度における雇用率算定特例について

(2) 講演「特例子会社設立の流れについて」

春日井公共職業安定所 所長 吉田 学

(3) 講演「サテライト雇用から始める特例子会社」

Man to Man Passo株式会社 事業本部 執行役員 川浦 隼渡 氏

II 個別相談会 1社30分 × 9社

実際に特例子会社の設立に携わった経験者が相談対応いたします。



※申込み方法は裏面をご参照ください。愛知局HP



特例子会社設立セミナー＆個別相談会の参加申し込み方法について

【お申し込み方法】以下の1又は2のいずれかの方法でお申し込みください。

- 1 以下の①から⑦をメール本文に記載し、
メールの件名に「特例子会社設立セミナー」と記載して
参加申込先メールアドレスに送信してください。
 - ①企業名
 - ②所在地
 - ③連絡先（TEL）
 - ④連絡先（メール）
 - ⑤参加者の役職
 - ⑥氏名
 - ⑦個別相談会の希望有無

※左記①～⑦で記載いただいた内容は
当セミナー関係連絡用以外に使用しません。
- 2 愛知労働局HP「特例子会社設立セミナー＆個別相談会案内ページ」の申込書（Excel）をダウンロードして必要事項を入力の上、メールに添付してください。



URL:https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/syougai_tokurei071016.html

「特例子会社設立セミナー＆個別相談会案内ページ」

参加申込先（メール）：taisaku_sho@mhlw.go.jp

申込み受付期限：令和7年**10月3日（金）**まで（先着順）

※定員に達し次第、締切とさせていただきます。

特例子会社とは

親事業主が、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると認定を受けた場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。

この子会社を「特例子会社」といいます。

【お問い合わせ先】愛知労働局 職業対策課 TEL052-219-5507